

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格 （円）	契約金額 （円）	落札率 （%）	再就職 の役員 の数 （人）	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応 募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	再就職の役員の数（人）	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和2年度佐賀労働局給与等システムのプログラム使用許諾及びソフトウェアサポート並びにハードウェア保守業務委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区 笹屋町千本西入笹屋 4-273-3	5130001002985	当該システムのプログラム使用許諾権は開発者のみに帰属し、他社に使用許諾を認めることはなく、ソフトウェアの所有権、著作権も当該業者に帰属しているため。会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	1,700,160	1,700,160	100.0	0	—	—	—	
令和2年度ヤングハローワークSAGAビル貸室の賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	株式会社北島 佐賀県佐賀市白山2-2-5	1300001000190	利用者の利便性・交通アクセス・集客力等から平成31年度に引き続き建物を利用するものであり、契約の性質が競争を許すものではないため。会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	3,438,600	3,425,400	99.6	0	—	—	—	
佐賀市中心市街地共通駐車場利用	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	特定非営利活動法人 まちづくり機構 ユマニテ さが 佐賀市白山2-7-1	6300005005041	近隣駐車場において、共通の駐車券を利用できる業者が他にないため。会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	1,390,600	1,390,600	100.0	0	—	—	—	
令和2年度唐津公共職業安定所庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	個人 佐賀県唐津市	—	唐津公共職業安定所の庁舎敷地として現に建物が存置しており、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	8,552,054	8,552,054	100.0	0	—	—	—	
令和2年度武雄公共職業安定所臨時駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	個人 佐賀県佐賀市	—	利便性を考慮した結果、代替地の確保ができず、平成31年度に引き続き駐車場として利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	1,320,000	1,320,000	100.0	0	—	—	—	
令和2年度鹿島公共職業安定所臨時駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	株式会社スーパーモリナガ 佐賀県佐賀市川副町 南里757	9300001003285	利便性を満たす物件が他にないことから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	1,320,000	1,320,000	100.0	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和2年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	社会福祉法人たちばな会 佐賀県嬉野市塩田町五町田甲1354-1	3300005003452	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	26,218,000	26,110,302	99.5	0	—	—	—	
令和2年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	社会福祉法人若楠 佐賀県鳥栖市弥生が丘2-134-1	1300005004758	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	20,277,000	20,276,311	99.9	0	—	—	—	
令和2年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	社会福祉法人ステップさが 佐賀県佐賀市鍋島3-3-20	6300005002955	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	25,536,000	25,355,314	99.2	0	—	—	—	
令和2年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	社会福祉法人東方会 佐賀県伊万里市二里町大里乙402-2	7300005004174	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	24,038,000	24,025,776	99.9	0	—	—	—	
令和2年度高齢者活躍人材育成事業	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会 佐賀県佐賀市本庄町大字袋246-1	6300005000001	都道府県において契約の相手方が一に決められており、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	34,872,920	34,872,920	100.0	0	公社	県	1	
令和2年度医療労務管理支援事業	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 高野 敏則 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和2年4月1日	一般社団法人佐賀県医師会 佐賀県佐賀市水ヶ江1-12-10	1300005000014	都道府県において契約の相手方が一に決められており、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に該当	9,097,259	9,039,191	99.3	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。